

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市衛生自治連合会補助金
補助事業等の目標	公衆衛生思想の普及と徹底、ごみの減量化、資源化の推進及び疾病の予防と健康の保持増進
補助事業等の対象者	諏訪市衛生自治連合会
補助対象経費	諏訪市衛生自治連合会の運営に関する事業の経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 2 4 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 公衆衛生思想の普及のため継続して補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 市民環境部 環境課 環境衛生係

令和 3 年 3 月 17 日 一部改正 (令和 3 年 4 月 1 日 施行)